

SDGs目標一覧

17の目標		169のターゲット											グローバル指標		内閣府ローカル指標案
目標番号	目標内容	ターゲット番号	ターゲット内容	番号	市レ	脱炭素化	生物多様性	安全安心	資源循環	協働	グローバル指標	内閣府ローカル指標案			
2	飢餓をゼロに	2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。	11	○		○	○			生産的で持続可能な農業の下に行われる農業地域の割合	農業従事者1人当たりの経営耕地面積(市区町村)			
3	すべての人に健康と福祉を	3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	24	○			○			家庭内及び外部の大気汚染による死亡率	人口10万人当たりの公害苦情件数			
4	質の高い教育をみんなに	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	35	○					○	ジェンダー平等および事件を含む、(i)地球市民教育、及び(ii)持続可能な開発のための教育が、(a)各国の教育政策、(b)カリキュラム、(c)教師の教育、及び(d)児童・生徒・学生の達成度評価に関して、すべての教育段階において主流化されているレベル	人口1人当たりの社会教育施設割合((公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等、生涯学習センターの合計/総人口)			
6	安全な水とトイレを世界中に	6.1	2030年までに、全ての人の安全で安価な飲料水の普遍的かつ公平なアクセスを達成する。	48	○				○	○	安全に管理された飲料水サービスを利用する人口の割合	上水道普及率(上水道給水人口/総人口)			
		6.2	2030年までに、全ての人の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	49	○				○	○	(a)安全に管理された公衆衛生サービスを利用する人口の割合、(b)石けんや水のある手洗い場を利用する人口の割合	人口1人当たりの公衆衛生費(公衆衛生費/総人口)			
		6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	50	○				○		安全に処理された排水の割合	下水道処理人口普及率(市区町村)			
		6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	51	○				○	○	水の利用効率の経時変化	検討中			
		6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	53	○		○				水関連生態系範囲の経時変化	検討中			
		6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。	55	○				○	○	上下水道管理への地方コミュニティの参加のために制定し、運営されている政策及び手続のある地方公共団体の割合	下水道事業着手率			
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。	56	○	○	○				電気を受電可能な人口比率	検討中			
		7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	57	○		○				最終エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率	新エネルギー発電割合(新エネルギー発電量/すべてのエネルギー発電量)			
8	働きがいも経済成長も	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	64	○				○		マテリアルフットプリント(MF)及び一人当たりGDP当たりのMF	1人1日当たりのごみ排出量(家庭部門)(市区町村)			
		8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	69	○					○	全GDP及びGDP成長率に占める割合としての観光業の直接GDP	県内総生産当たりの観光消費額(観光消費額/県内総生産)			

SDGs目標一覧

17の目標			169のターゲット											グローバル指標		内閣府ローカル指標案
目標	ターゲット	説明	番号	市レ	脱炭素化	生物多様性	安全安心	資源循環	協働	グローバル指標	内閣府ローカル指標案					
9	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	9.1	73	○	○	○	○			全季節利用可能な道路の2km圏内に住んでいる地方の人口の割合	舗装道路割合(舗装道路実延長/道路実延長)(市区町村)				
			9.4	76	○	○		○	○		付加価値の単位当たりのCO2排出量	県内総生産当たりのCO2排出量(CO2排出量/県内総生産)				
			11.2	92	○	○					公共交通機関へ容易にアクセスできる人口の割合(性別、年齢、障害者別)	鉄道・電車・バスの利用割合(15歳以上自宅外通勤・通学者で鉄道・電車・バスを利用している人数/15歳以上自宅外通勤・通学者数)				
11	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	11.6	96	○			○	○		都市で生み出された固形廃棄物の総量のうち、定期的に収集され適切に最終処理されたものの割合(都市別)	廃棄物の最終処分割合(最終処分量/ごみの総排出量)(市区町村)				
			11.7	97	○			○	○	○	各都市部の建物密集区域における公共スペースの割合の平均(性別、年齢、障害者別)	可住地面積当たりの図書館数(図書館数/可住地面積)(市区町村)				
			11.a	98	○		○	○	○		人口予測とリソース需要について取りまとめながら都市及び地域開発計画を実行している都市に住んでいる人口の割合(都市の規模別)	市街化調整区域内人口割合(市街化調整区内人口/総人口)				
12	つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する	12.2	102	○	○				○	○	マテリアルフットプリント(MF)、一人当たりMF及びGDP当たりのMF	1人1日当たりのごみ排出量(家庭部門)(市区町村)			
			12.3	103	○						○	a)食料損耗指数、及びb)食料廃棄指数	検討中			
			12.4	104	○						○	有害廃棄物や他の化学物質に関する国際多国間環境協定で求められる情報の提供(報告)の義務を果たしている締約国の数	検討中			
			12.5	105	○							○	各国の再生利用率、リサイクルされた物質のトン数	ごみのリサイクル率(市区町村)		
			12.7	107	○	○						○	持続可能な公的調達政策及び行動計画を実施している国の数	検討中		
			12.8	108	○	○						○	○	気候変動教育を含む、(i)地球市民教育、及び(ii)持続可能な開発のための教育が、(a)各国の教育政策、(b)カリキュラム、(c)教師の教育、及び(d)児童・生徒・学生の達成度評価に関して、全ての教育段階において主流化されているレベル	検討中	
13	気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	13.2	113	○	○						気候変動の悪影響に適応し、食料生産を脅かさない方法で、気候強靱性や温室効果ガスの低排出型の発展を促進するための能力を増加させる統合的な政策/戦略/計画(国の適応計画、国が決定する貢献、国別報告書、隔年更新報告書その他を含む)の確立又は運用を報告している国の数	地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定有無(市区町村)			
			13.3	114	○	○						○	緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	公民館における環境保全活動の実施数(環境保全活動の実施数/公民館数)		
14	海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	14.1	117	○					○	○	沿岸富栄養化指数(ICEP)及び浮遊プラスチックごみの密度	検討中			

SDGs目標一覧

17の目標		169のターゲット		番号	市レ	脱炭素化			生物多様性		安全安心		資源循環		協働	グローバル指標	内閣府ローカル指標案		
15	陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	127	○				○							土地全体に対する森林の割合	森林面積割合(森林面積/総面積)(市区町村)	
			15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	131	○				○								レッドリスト指数	面積当たりの絶滅危惧種数(絶滅危惧種数/総面積)
			15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。	134	○					○							外来種に関する国内法を採択しており、侵略的外来種の防除や制御に必要な資金等を確保している国の割合	検討中
			15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	135	○					○								生物多様性戦略計画2011-2020の愛知目標の目標2に従って設定された国内目標に対する進捗
17	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	167	○									○	○	(a)官民パートナーシップにコミットしたUSドルの総額 (b)市民社会パートナーシップにコミットしたUSドルの総額	地域サポーターを設置している市区町村の割合	

SDGs目標一覧

17の目標	169のターゲット	番号	市レ	脱炭素化	生物多様性	安全安心	資源循環	協働	グローバル指標	内閣府ローカル指標案
-------	-----------	----	----	------	-------	------	------	----	---------	------------